



12施技第15号
平成12年11月6日

技 術 課 長
各 工 事 事 務 所 長
各国立学校（久里浜養護を除く）
施設担当部（課）長
各大学共同利用機関施設担当部（課）長 殿
大学入試センター会計課長
大学評価・学位授与機構会計課長
国立学校財務センター総務課長

文部省大臣官房文教施設部技術課長
高 久 晴
(公印省略)

非飛散性アスベスト含有建材の取扱いについて（通知）

非飛散性アスベスト含有建材（以下「アスベスト成形板」という。）の撤去、収集、運搬、処分等に関しては、「労働安全衛生法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に基づき実施しているところですが、国立文教施設整備に係る改修・とりこわし工事において、アスベスト成形板の撤去に関する仕様等を下記のとおり定めましたので通知します。

記

1. 施工について

アスベスト成形板を撤去する際には、別紙1「アスベスト成形板処理作業の標準」による。

2. 特記仕様書について（参考1参照：特記仕様書記載例）

(1) アスベスト成形板を撤去する際には、上記1に基づき、施工条件を特記仕様書に明示する。なお、これに加え、各自治体又は労働基準監督署の指導がある場合には、これを考慮に入れるものとする。

- (2) 撤去作業を行うアスベスト成形板の仕様（厚さ及び寸法）及び仕様部位を確認し、設計図書に明示する。また、請負者等が施工する前に、アスベスト成形板の仕様及び使用部位の把握をすること（以下「施工調査」という。）を特記仕様書に明示する。

3. 工事監理について

- (1) 請負者等が作成する施工計画書の確認のうち特にアスベスト成形板の使用部位ごとに処理作業の手順等について確認を行う。
- (2) アスベスト成形板の産業廃棄物としての取扱いに関しては、従前どおり、施工者は、工事標準仕様書1編総則、「1.2.7 災害及び公害の防止」により建設副産物適正処理推進要項等に従い適切に処理するものであるが、特に、廃棄物処理において、アスベスト成形板の処理計画が明確に区分され、適切な運搬及び処分がなされたことについて確認を行う。

なお、建設副産物適正処理推進要項については、平成10年12月1日付け、建設省経建発第333号で改正されているので留意されたい。（参考2参照）

4. 積算等について

- (1) 上記施工調査の結果が当初設計と異なる場合は、原則として設計変更を行う。
- (2) アスベスト成形板処理作業に係る積算については、見積書による。

担当 技術第一係

TEL 03-3581-4211

内線(2321)

アスベスト成形板処理作業の標準

1. アスベスト成形板の撤去

- (1) アスベスト成形板の撤去は、内装材及び外部建具等の撤去に先駆けて行う。
- (2) 建物内部で撤去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損個所又は換気扇枠等で粉じんが外部に飛散する恐れがある箇所をビニールシート等で塞ぐものとする。
- (3) アスベスト成形板の撤去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとする。なお、建物外部のアスベスト成形板を撤去する場合は、できる限り、原型のまま撤去する。
- (4) 撤去作業中は、散水その他適切な方法により、アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。
- (5) 撤去作業者には防じんマスク、防護メガネ及び作業衣を着用させる。
- (6) 撤去作業後、アスベスト成形板の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び後片づけを十分に行う。

2. アスベスト成形板の集積、運搬等

- (1) 撤去したアスベスト成形板の集積及び積み込みに当たっては、高所より投下しないことの他、粉じんの飛散防止に努める。
- (2) 細かく破碎されたアスベスト成形板は、湿潤化の上、丈夫なビニル袋に入れる等、飛散防止の措置を講じる。
- (3) 撤去したアスベスト成形板を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止の措置を講じる。また、保管場所には、アスベスト成形板の保管場所であることの表示を行う。
- (4) アスベスト成形板の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。
- (5) アスベスト成形板の撤去、集積、積込み及び保管等の処理が完了した場合は、速やかに監督職員に報告し、確実に処理されたかの確認を受ける。

3. アスベスト成形板の処分等

- (1) アスベスト成形板は、一般産業廃棄物として安定型処分場で処分する。なお、マニフェストには、アスベスト成形板であることを明示する。
- (2) 撤去されたアスベスト成形板の処分が完了した場合には、マニフェストを監督職員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受ける。

(参考1)

特記仕様書記載例

11章 アスペスト成形板の処理等					
撤去範囲 ¹	室名		処理を行うアスペスト成形板等の仕様		
	教室内		床井戸高さ1200mm 床材:ビニール床タイル 床材厚さ2.0mm		
※処理を行なう範囲は図示による。					
特定化学物質等作業主任者 ³					
専門処理業者は、特定化学物質等障害予防規則に規定された特定化学物質等作業主任者を特定専任証明書 ⁴ （写し）を監督職員に提出する。 専任管理有と特定化学物質等作業主任者はこれを重ねることとする。					
3. 専任管理有と特定化学物質等作業主任者は、呼吸用保護具等の使用状況の確認を行なう。					
施工調査 ⁴	アスペスト成形板の撤去に当たり、事前の施工調査を次の事項について行なう。調査結果は、図面により記録し、監督職員に提出する。				
	1. アスペスト成形板使用部位の確認 ⁵ 2. アスペスト成形板の種別、厚さ等の確認 3. アスペスト成形板使用数量の確認 4. 施工範囲等の確認				
アスペスト成形板の撤去	1. アスペスト成形板の撤去は、内装及び外部建具等の撤去に先駆けて行なう。 2. 建物内部で撤去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損個所又は換気扇枠等で粉じんが外部に飛散する恐れがある箇所をビニールシート等で塞ぐものとする。 3. アスペスト成形板の撤去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行なるものとする。なお、建物外部のアスペスト成形板を撤去を撤去する場合は、できる限り、原型のまま撤去する。 4. 撤去作業中は、散水その他適切な方法により、アスペスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 5. 撤去作業者には、防じんマスク、防護メガネ及び作業衣を着用させる。 6. 撤去作業後、アスペスト成形板の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び後片づけを十分に行なう。				

アスベスト成形板の集積・運搬等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 撤去したアスベスト成形板の集積及び積み込みに当たっては、高所より投下しないことの他、粉じんの飛散防止に努める。 2. 細かく破碎されたアスベスト成形板は、湿潤化の上、丈夫なビニル袋に入れる等、飛散防止の措置を講じる。 3. 撤去したアスベスト成形板を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止の措置を講じる。また、保管場所には、アスベスト成形板の保管場所であることの表示を行う。 4. アスベスト成形板の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。 5. アスベスト成形板の撤去、集積、積み込み及び保管等の処理が完了した場合は、速やかに監督職員に報告し、確実に処理されたかの確認を受ける。
アスベスト成形板の処分等	<ol style="list-style-type: none"> 1. アスベスト成形板は、一般産業廃棄物として安定型処分場で処分する。なお、マニフェストには、アスベスト成形板であることを明示する。 2. 撤去されたアスベスト成形板の処分が完了した場合は、マニフェストを監督職員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受ける。
※調査の部分は各年度毎に異なることを示す	※処理作業前後処理作業中の濃度の測定を行なう

*1 : (1)アスベスト成形板であるかどうかの確認は、施工調査により行うこととし、石綿を含有する可能性が高いと考えられるものについて、積極的に記載する。

(2)単一材料の撤去量が大きい場合には、X線回析法等により、石綿含有の有無に関する詳細な調査を行うことが望ましい。それ以外の場合には、成形板の製造年等の確認により、疑わしいものは、施工調査に基づくアスベスト成形板として取扱い、処理作業の標準に基づくものとする。

(3)処理範囲は、平面図等に記載するものとするが、部屋単位を目安として、天井、壁又は床毎に成形板の種別を記載する。

*2 : アスベスト成形板の見分け方は、概ね S62 年以前に製造の製品であると考えられるが、詳しくは、メーカー等に問い合わせる必要がある。

アスベスト成形板の一例としては、次のとおり。

- ・ロックウール化粧吸音板

(ソーラートン、日東紡、S55 年 9 月以前に製造の製品)

- ・ビニル床タイル (日東タイル SS、日東紡、S61 年 3 月以前に製造の製品)

*3 : 建築物の解体等におけるアスベスト成形板の除去等について、各自治体又は労働基準監督署によって、労働安全衛生規則及び特定化学物質等障害規則の適用を指導された場合は、特定化学物質等作業主任者の選定が必要となる。

- *4：設備改修工事によってのみ発生し、撤去範囲が小さく単一の材料である等、軽易な処理作業である場合には、「施工調査」に関する記載を省略してもよい。
- *5：記載上の成形板及びその使用範囲のみならず、広く確認を行わせる。
- *6：石こうボードは、管理型処分場で処分する必要があるので、ロックウール化粧吸音板等で二重張りしている場合の下地の石こうボードについては注意する。
- *7：建築物の解体等におけるアスベスト成形板の除去等について、各自治体又は労働基準監督署によって、労働安全衛生規則及び特定化学物質等障害規則の適用を指導された場合は、アスベスト粉じん濃度の測定が必要となる。

建設副産物適正処理推進要綱

第1章 総則

第1 目的

この要綱は、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物に係る総合的な対策を発注者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を示し、もって建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

第2 適用範囲

この要綱は、建設副産物が発生する建設工事に適用する。

第3 用語の定義

この要綱に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- 一 「建設副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。
- 二 「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られた土砂をいう。
- 三 「建設廃棄物」とは、建設副産物のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に規定する廃棄物に該当するものをいう。
- 四 「再生資源」とは、建設副産物のうち有用なものであって原材料として利用することができるもの又はその可能性があるもの（放射性物質及びこれに汚染されたものを除く。）をいう。
- 五 「再資源化」とは、建設副産物を建設工事等の資材、材料又は工業原料として利用できるようにする行為をいう。
- 六 「再利用」とは、建設副産物を再度利用すること（再資源化及び再資源化して利用することを含む。）をいう。
- 七 「減量化」とは、脱水、乾燥、焼却等の中間処理を行い、建設副産物の重量又は容積を減らすことをいう。
- 八 「建設副産物対策」とは、建設副産物の発生の抑制並びに再利用、減量化及び適正な処理の推進を総称している。
- 九 「再生資源利用計画」とは、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「リサイクル法」という。）に規定する建設資材を搬入する建設工事において、再生資源を建設資材として利用するための計画をいう。
- 十 「再生資源利用促進計画」とは、リサイクル法に規定する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事において、指定副産物の再利用を促進するための計画をいう。

- 十 「建設リサイクルガイドライン」とは、建設リサイクル推進に係る実施事項について（平成10年8月4日付、建設省技調発第167号、建設省経事発第22号、技術審議官通知）の定めるところにより、公共工事発注者の行うべき事項として、①建設副産物の発生の抑制、減量化、再資源化等の検討及び調整状況を定めた計画・設計段階におけるリサイクル計画書の作成、②計画案（計画及び設計方針）の作成時点の検討、③リサイクル状況の公表等についてまとめたものをいう。
- 十一 「リサイクル原則化ルール」とは、公共建設工事における再生資源の当面の運用について（平成3年12月13日付、建設省技調発第267号、建設省営計発第97号、技術調査室長・営繕計画課長通知、平成4年12月25日一部改正）の定めるところにより、経済性にかかわらず、工事現場から一定の距離以内に他の建設工事又は再資源化施設がある場合において、再生資源の利用又は再資源化施設の活用を原則とする措置をいう。
- 十二 「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。
- 十三 「施工者」とは、建設工事の施工を行う者をいう。
- 十四 「元請業者」とは、発注者から直接建設工事を請け負った施工者をいう。
- 十五 「資材納入業者」とは、建設資材メーカー、資材販売業者及び資材運搬業者を総称している。
- 十六 「協力業者」とは、元請業者以外の施工者、資材納入業者並びに廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業を営む者をいう。

第4 基本方針

発注者及び施工者は、次の基本方針により建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- 一 建設副産物の発生の抑制に努めること。
- 二 発生した建設副産物については、再利用及び減量化に努めること。
- 三 再利用又は減量化できないものについては、適正な処理を行うこと。

第5 関係者の基本的責務

- 一 発注者は、建設工事の計画及び設計に当たっては、建設副産物の発生の抑制及び再利用の促進に努めるとともに、発注に当たっては建設副産物対策に必要な経費を計上しなければならない。
- 二 元請業者は、建設工事の施工に当たり、建設副産物を排出する事業者として、建設副産物対策を自ら適切に行うため、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備、協力業者への指導等を責任をもって行わなければならない。
- 三 協力業者は、建設工事の施工に当たり、建設副産物対策に自ら積極的に取り組むよう努めるとともに、元請業者の指導等に従わなければならない。

第2章 計画の作成等

第6 発注者による計画の作成、条件明示等

発注者は、建設工事の計画及び設計に当たっては、建設副産物の発生の抑制及び再利用の促進に配慮し、必要な調査の実施、適切な計画立案、設計の実施に努めなければならない。また、建設工事の発注に当たっては、計画・設計段階の検討結果及び適正処理に留意した処理方法を条件として明示するとともに、必要な経費を計上しなければならない。

明示した条件に変更が生じた場合には、設計変更等により適切に対処しなければならない。

また、公共工事の発注者にあっては、次の事項に留意しなければならない。

- 一 リサイクル法に規定する建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、リサイクル原則化ルールの徹底に努めること。また、建設汚泥及び建設混合廃棄物についても、リサイクル原則化ルールの適用に努めること。
- 二 建設リサイクルガイドラインに定められた事項の実施に努めること。

第7 元請業者による施工計画の作成等

元請業者は、次の事項に留意し、施工計画の作成等を行わなければならない。

- 一 施工に先立ち、必要な調査を行うとともに、契約に基づき、建設廃棄物の発生の抑制、再利用の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成すること。
- 二 施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成するとともに、廃棄物処理計画の作成に努めること。
- 三 建設工事の完成後、速やかに再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況を把握するとともに、それらの記録を1年間保管すること。
また、公共工事の発注者にあっては、建設リサイクルガイドラインに基づく計画の作成等に関し、元請業者を指導するよう努めなければならない。

第8 工事現場の管理体制

元請業者は、次の事項に留意し、工事現場の管理を適切に行わなければならぬ。

- 一 建設副産物対策を適切に実施するため、工事現場における責任者を明確にすること。
- 二 上記の責任者は、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等の内容について現場担当者の教育を十分行うとともに、協力業者にもこれを周知徹底すること。

また、公共工事の発注者にあっては、工事ごとに建設副産物対策の責任者を明確にし、発注者の明示した条件に基づく工事の実施等、建設副産物対策が適切に実施されるよう指導しなければならない。

第9 元請業者の社内管理体制

元請業者は、工事現場の責任者に対する指導並びに職員及び協力業者に対する建設副産物対策に関する意識の啓発等のため、社内管理体制の整備に努めなければならない。

第3章 建設発生土

第10 搬出の抑制

発注者及び施工者は、建設工事の施工に当たっては、建設発生土の現場内利用の促進、適切な工法の選択等により、その搬出量の抑制に努めなければならない。

第11 工事間の利用の促進

発注者及び元請業者は、建設発生土の土質確認を行い、他の工事現場における利用が促進されるよう建設発生土を必要とする他の工事現場と情報交換システム等を活用して連絡調整を行うとともに、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用に努めなければならない。

第12 工事現場等における分別及び保管

施工者は、建設発生土の搬出に当たっては、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、建設発生土をストックヤードで保管する場合には、建設廃棄物の混入を防止するため必要な措置を講ずるとともに、公衆災害の防止を含め周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければならない。

第13 運搬

施工者は、次の事項に留意し、建設発生土を運搬しなければならない。

- 一 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- 二 運搬途中において一時仮置きを行う場合には、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。

第14 受入地での埋立及び盛土

発注者及び元請業者は、建設発生土の工事間利用ができず、受入地において埋め立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続のほか、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

第4章 建設廃棄物

第15 排出の抑制

発注者及び施工者は、建設工事の施工に当たっては、資材納入業者の協力を得て建設廃棄物の発生量の抑制を行うとともに、現場内での再利用及び脱水等の減量化を図り、工事現場からの建設廃棄物の排出量の抑制に努めなければならない。

第16 工事現場等における分別及び保管

施工者は、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等に基づき、建設廃棄物の処理方法ごとに、以下の事項に留意し、工事現場等において分別及び保管を行わなければならない。

- 一 一般廃棄物は、産業廃棄物と分別すること。特に作業員等の生活に伴う廃棄物の分別を徹底すること。
- 二 安定型産業廃棄物及びそれ以外の産業廃棄物並びに特別管理産業廃棄物の分別に努めること。
- 三 再資源化が可能な産業廃棄物については、再資源化施設の受入条件を勘案の上、破碎等を行い、分別すること。
- 四 周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう廃棄物処理法に規定する保管基準を遵守し、適切に保管すること。

第17 処理の委託

元請業者は、建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。処理を委託する場合には、次の事項に留意し、適正に委託しなければならない。

- 一 廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守すること。
- 二 運搬については産業廃棄物収集運搬業者等と、処分については産業廃棄物処分業者等と、それぞれ個別に直接契約すること。
- 三 建設廃棄物の搬出に当たっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、適正に管理すること。

第18 運搬

元請業者は、次の事項に留意し、建設廃棄物を運搬しなければならない。

- 一 廃棄物処理法に規定する処理基準を遵守すること。
- 二 運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
- 三 運搬途中において積替えを行う場合は、関係者等と打合せを行い、環境保全に留意すること。
- 四 混合廃棄物の積替保管に当たっては、手選別等により廃棄物の性状を変えないこと。

第19 再資源化及び減量化等

元請業者は、工事現場から排出する建設廃棄物については、次の事項に留意し、再資源化、減量化等に努めなければならない。

- 一 再資源化施設を活用すること。特に、リサイクル法に規定する指定副産物であるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、再資源化を促進すること。
- 二 再資源化が困難な産業廃棄物については、脱水、乾燥、焼却等を行う中間処理施設を活用すること。
- 三 現場において分別できなかつた混合廃棄物については、再資源化の推進及び適正な処理の確保のため、選別設備を有する中間処理施設を活用すること。

第20 最終処分

元請業者は、建設廃棄物を最終処分する場合には、その種類に応じて、廃棄物処理法を遵守し、適正に埋立処分しなければならない。

第21 解体廃棄物の取扱い

発注者又は施工者は、解体工事に当たって、必要な調査を行い、解体工事に係る計画を作成するとともに、次の事項に留意し、解体工事の適切な実施並びに解体工事により発生する廃棄物の再資源化及び適正処理に努めなければならない。

- 一 発注者は、家具、家電製品等の存置物を解体工事に先立ち処理すること。
- 二 発注者は、解体工事に係る計画に基づき、必要な経費を計上すること。
- 三 元請業者は、解体工事を請け負わせ、解体廃棄物の処理を委託する場合は、それぞれ個別に直接契約すること。
- 四 施工者は、特別管理廃棄物及び再資源化できる産業廃棄物の分別解体を行うとともに、安定型産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物との分別解体に努めること。
- 五 施工者は、解体工事の施工に当たり、粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適切な措置を講じること。

第5章 建設廃棄物ごとの留意事項

第22 コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊

- 一 コンクリート塊は、破碎し、再生骨材等として再利用の促進に努めなければならない。
- 二 アスファルト・コンクリート塊は、再生加熱アスファルト混合物等として再利用の促進に努めなければならない。

第23 建設発生木材

- 一 建設工事から発生する木くずは、産業廃棄物として取り扱い、チップ化、堆肥化等再利用の促進に努めなければならない。
- 二 使用済み型枠の再使用に努めなければならない。ただし、再使用できないものについては、元請業者の責任により適正に処理しなければならない。
- 三 工事現場から発生する伐採木、伐根等のうち再利用を促進することが困難なものは、施工計画等の策定時に適切な処理先を確保しなければならない。
- 四 CCA処理木材は有害物質を含有し、再利用することが困難であるから、他の廃棄物と区分して取り扱い、施工計画等の策定時に適切な処理先を確保しなければならない。

第24 建設汚泥

- 一 廃棄物処理法に規定する再生利用厚生大臣認定制度、再生利用個別指定制度等を積極的に活用し、再利用に努めなければならない。
- 二 処理又は改良された建設汚泥によって埋立又は盛土を行う場合は、建設汚泥の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。

第25 混合廃棄物

- 一 混合廃棄物については、選別等を行う中間処理施設を活用し、再利用の促進に努めなければならない。
- 二 安定型産業廃棄物以外の廃棄物を含む混合廃棄物については、中間処理施設において選別し、安定型産業廃棄物の熱しやすく減量を5%以下とする等、安定型処分場において埋立処分できるよう努めなければならない。

第26 廃石膏ボード等

- 一 新築時における石膏ボード端材、岩綿吸音板端材、グラスウール保温材端材、ALCボード端材等は、広域再生利用厚生大臣指定制度が活用される資材納入業者を活用し、再利用の促進に努めなければならない。特に、石膏ボード端材は、安定型処分場で埋立処分することができないため、分別し、再利用の促進に努めなければならない。
- 二 解体工事に伴い排出される廃石膏ボードは、分別解体に努めなければならない。

第27 特別管理産業廃棄物

建設廃棄物のうち特別管理産業廃棄物に該当する飛散性アスベスト等は、廃棄物処理法に基づき、適正に処理しなければならない。

第28 特殊な廃棄物の処理

建設廃棄物のうち塗料等の付着した缶等は、専門の廃棄物処理業者等に委託する等により適正に処理しなければならない。

「建設副産物適正処理推進要綱」の改正について

平成10年12月25日

建設省

- 1 建設省では、平成5年1月、建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物を発注者及び施工者が適正に処理するための基準を示した「建設副産物適正処理推進要綱」を策定、各発注機関、建設業者団体等関係機関に通知し、適正処理の徹底を図ってまいりました。
- 2 しかしながら、依然として、建設発生木材や建設混合廃棄物等のリサイクルが低迷するとともに、建設廃棄物をはじめとする産業廃棄物の不法投棄等が多く発し、社会問題になっています。
また、厚生省の調査によれば、平成8年4月時点で最終処分場の残容量は、首都圏で1.1年、全国で3.0年と逼迫しています。
- 3 そのため、平成9年には、不法投棄対策の強化等を目的として廃棄物の処理及び清掃に関する法律等が改正され、建設省においても、平成9年10月に、「建設リサイクル推進計画'97」を策定し、建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理の推進のため、より一層の取り組み強化を図ってきたところです。
- 4 廃棄物処理法等の改正では、①処理基準、委託基準等の強化、②産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の全産業廃棄物への適用、③再生利用厚生大臣認定制度の創設等が行われました。
- 5 建設リサイクル推進計画'97では、公共工事発注者の責務の徹底等の観点から、①建設リサイクルガイドラインの作成、「リサイクル原則化ルール」の徹底等が位置づけられました。
- 6 今般、これらの改正等を踏まえ、「建設副産物適正処理推進要綱」を改正致しました（別紙参照）。
- 7 今回の改正のポイントは、以下の通りです。
 - 1) 適正処理を中心とした内容から、発生抑制、再利用も含めた建設副産物に係る総合的対策を実施する観点から、計画・設計・段階での取り組み内容を充実した。
 - 2) マニフェスト制度の適用等廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の改正内容を反映させた。
 - 3) よりきめこまかな対策を行うため、建設廃棄物毎の留意事項を追加した。
- 8 平成11年1月以降、本要綱の周知を図るため、全国各地で講習会を開催することとしています。

問い合わせ先

建設経済局

建設業課 課長補佐

白鳥 昭浩

電話 3580-4311（内2782）、直通 5251-1839